



三労発基0105第3号
令和5年1月5日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づき
がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）【別添1】については、令和4年12月26日に告示され、別添2の施行通達に基づき、令和5年4月1日から適用することとなりました。

つきましては、告示の制定の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。